

## 契約締結後の公表

大阪府立茨木工科高等学校がシルバー人材センターから業務委託の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、大阪府財務規則第61条の3の規定により公表する。

令和2年4月1日

大阪府立茨木工科高等学校長 杉山 裕二

1. 業務内容 学校施設・設備維持管理業務委託
2. 契約の相手方 茨木市東奈良一丁目4番1号  
公益社団法人 茨木市シルバー人材センター  
理事長 島川 譲
3. 契約の相手方とした理由 本件委託の「公益法人茨木市シルバー人材センター」は、高齢者が就業を通じて生きがいの充実や、その労働能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的として昭和56年に発足した公益社団法人である。  
当センターは約1,600名の会員を有し、請負業務も「植木の手入れ」「除草」「大工・左官」など多岐にわたっており、本府においても大阪府立茨木高等学校、大阪府立北摂つばさ高等学校、大阪府立茨木支援学校における役務請負、清掃業務を受注するなどの実績がある。  
今般、本校において当該業務を実施するにあたり、当センターより見積書を徴し、契約金額等を検討した結果、価格についても適当であると思われる。  
よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、「公益社団法人茨木市シルバー人材センター」と随意契約を結ぶこととする。
4. 契約日 令和2年4月1日
5. 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日
6. 契約金額 1,329,200円